

第32回 農業委員会定例総会

開催日時	令和8年1月28日(水) 午後1時30分～午後2時29分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席7名</p> <p>2番田村 和弘 4番氏原 延 5番田村 公史 6番澤村 重隆 7番横畠 悅子 8番藤田 省三 9番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席10名</p> <p>田村 幸生 森 正彦 永田 和道 邑田 昌平 中村 修 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席2名</p> <p>1番藤原 健祐 3番森田 有紀</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席3名</p> <p>味元 健清 田村 嘉幸 岡村 建介</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第1 開会</p> <p>第2 議事録署名委員選任</p> <p>第3 報告</p> <p>第4 議事</p> <p>第1号議案 農地法第3条に関する件</p> <p>第2号議案 農地法第4条に関する件</p> <p>第3号議案 農地法第5条に関する件</p> <p>第4号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件</p>

	<p>第5号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p> <p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>
会長	<p>定刻になりましたので、これより第32回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の1番藤原健祐委員、3番森田有紀委員、農地利用最適化推進委員の味元健清委員、田村営幸委員、岡村建介委員の5名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、5番田村公史委員と6番澤村重隆委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
藤本局長	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、14日は、加茂住宅に関する農地転用の打ち合わせが役場において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、地域振興策として計画されている加茂の町営住宅に関する農地転用申請について、担当部署である建設課、住民課、農業委員会で事務に関する流れや申請に関する疑問点などについて話し合いました。</p> <p>19日から26日にかけては経営開始型交付金受給者面談が役場において開催され、事務局より私や前田係長が出席しました。</p>

こちらに関しましては、経営開始型交付金を受給している間と、受給終了後は受給期間と同じ期間の間、年2回の面談を行うことになっています。今回の対象は全部で8名となっており、ショウガ農家が4名、ニラ農家が1組、イチゴ農家が1名、トマト農家が2名でした。

20日には、令和7年度農業委員会全員研修会が役場においてオンラインで開催され、事務局より私が参加しました。

こちらに関しましては、農業会議から農業委員会の役割と農地利用の最適化業務の推進について、農業担い手支援課から地域計画と最適化活動の推進について、農業公社から農地中間管理事業等について、大豊町農業委員会より大豊町における「地域計画」及び「ちいき計画」の取り組みについての説明がありました。

なお、委員の参加者は16名でした。

28日は、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届4件について報告します。

貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。

なお、解約事由は売買等のためとなっています。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書6件について報告します。

なお、届出事由はすべて相続となっています。

相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。

あっせん希望はありません。

つづきまして、報告事項4. 時効取得1件について報告します。

	<p>登記義務者、登記権利者、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題としますが、委員に関する案件がありますので、42番と50番を審議した後、51番のみを審議し、52番と53番を審議することとします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件中2件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりですが、42番は書類不備のため12月総会から持ち越しとなった案件です。</p> <p>42番は賃貸借権の設定、50番は売買による所有権移転となっています。</p> <p>反当たりの賃料及び土地代につきましては、42番が約1万2千円。50番が約44万円となります。</p> <p>また、50番は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>
藤本局長	<p>42番について、報告委員である田村昌幸推進委員に代わり、報告します。</p>

	<p>申請地は市の瀬集落にあり、●●●●●から南へ約150m以内の所にあります。現在はハウスで植え付け準備中で、許可後は施設でピーマンやナスを栽培する予定です。</p> <p>借人は主にピーマンやナスを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は保有及びリースしています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案42番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案42番につきましては、申請のとおり決定しました。
	つづきまして、第1号議案50番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。
藤本局長	<p>50番について、報告委員である田村昌幸推進委員に代わり、報告します。</p> <p>申請地は●●集落内●●●にあり、●●●●から東へ約25mの所にあります。現在は収穫後の状態で、許可後は露地で野菜を栽培予定です。</p> <p>譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に年間従事しており、栽培に必要な農機具類は所有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>

会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案50番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案50番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、51番について、委員に関する件のため、2番田村委員の退席を求めます。
	【2番田村委員 退席】
会長	2番田村委員の退席を確認しましたので、第1号議案51番につきまして、事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件51番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 反当たりの土地代は約7万8千円で、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
永田推進委員	51番について報告します。申請地は●●●集落などで、●●●●●●から半径約600m以内の所にあります。現在は稲刈り後の状態で、許可後は水稻や野菜を栽培予定です。 譲受人は主にニラと水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

	農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案51番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案51番につきましては、申請のとおり決定しました。 2番田村委員の着席を求めます。
	【2番田村委員 着席】
会長	2番田村委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第1号議案52番・53番につきまして、事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件52番・53番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 52番は使用貸借権の設定、53番は贈与による所有権移転です。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。
藤本局長	52番について、報告委員である田村営幸推進委員に代わり、報告します。

	<p>申請地は●●●集落で、●●●●から北西へ約300mの所にあります。現在は収穫後の状態で、許可後は露地でブドウを栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主にブドウを栽培する専業農家です。添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案52番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案52番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第1号議案53番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
伊藤推進委員	<p>53番について報告します。申請地は●●集落内で、●●●●●●●から西へ約70mの所にあります。現在は野菜を栽培中で、許可後は露地で野菜を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>栽培に必要な農機具類は近所から借りたりしています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案53番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案53番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。
前田係長	第2号議案農地法第4条に関する件3件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 3番・4番が行政書士の田中勇さんが、5番が行政書士の前田和さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
北添推進委員	3番について報告します。申請地は●●自治会の集落内で、●●●●●から西へ190mの所にあり、東側は山林、西側・北側は畠、南側は道路で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については南側の水路に流す計画であり、進入路も南側の道路から確保できており、問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案3番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第2号議案4番について、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。</p>
藤本局長	<p>4番について、報告委員である味元推進委員に代わり、報告します。</p> <p>申請地は●●●集落内で、●●●●●から北に220mの所にあり、東側・西側・南側・北側の全てが水田で、関係者の承諾も得ております。</p> <p>また、排水計画については西側の水路に流す計画であり、申請地への進入も東側の町道より確保できており、何も問題ありません。</p>
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案4番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案4番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第2号議案5番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
森推進委員	5番について報告します。申請地は●●●●から南東約1km、●●●山麓の丘陵部に位置します。3方を道路で囲われており、東側は竹藪であり、関係者の承諾も得ており、転用は問題ありません。排水や進入路等も問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案5番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案5番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 土地代は311万円。坪単価にすると、約3万2百円となります。 農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。 行政書士の公文康三さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	6番について報告します。申請地は●●●●集落にあり、●●●●●から●●を挟んで北東の方角に約100mの所にあり、東側及び北側は町道で、西側は国道、南側は水田で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については申請地北側の町道側溝に流す予定であり、進入路も北側の町道から確保できており、何も問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第3号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つきまして、第4号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第4号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんは欠席ですので、事務局から報告の代読をお願いします。
藤本局長	5番について、報告委員である味元推進委員に代わり、報告します。 申請地は●●●集落で、●●●●●から北に100mの所にあり、東側は宅地、西側・北側は農地、南側は申請者の実家宅地で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については東側の水路に流す予定であり、申請地への進入も南側の町道より確保できており、何も問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告の代読が終わりましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第4号議案は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。 つづきまして、第5号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	第5号議案につきまして、説明をさせていただきます。地域計画に位置付けされております農地について、その農地を転用するにあたり、地域計画から除外したい旨の申出が、産業振興課へ提出されております。地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を町へ提出することとなっておりますことから、今回、町が変更しようとする部分についての目標地図の素案を、議案として提出させていただいております。 今回、変更する箇所や地図の詳細につきましては、タブレットへ掲載しておりますので、ご確認ください。変更の理由は、議案書の用途目的の欄に記載のとおりとなっております。 また、本議案が可決されました後は、町から農業委員会に対し、変更計画に係る意見聴取の手続きが行われますが、この意見聴取に対する回答につきましては、その変更内容が本総会にて可決いただいた目標地図素案の内容を踏まえた計画となっておることが確認されました場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定に基づき、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありますか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第5号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他に移ります。 1. 全国農業新聞の購読について、事務局の説明を求めます。
前田係長	毎月お願いしています、全国農業新聞の購読につきましては、先月推進委員さん1人から加入申し込みがあり、これにより購読料が50%となりました。 全国農業委員会会長大会の申し合わせ決議や農業委員全員研修会での農業会議からのお願いにもありましたとおり、農業委員・推進委員全員の購読が目標となっていますので、まだ購読申し込みをされていない委員さんはぜひ購読をお願いします。 また、現在購読されている委員さんにも、今年の改選後も引き続き購読していただきますようお願いいたします。
会長	毎月、事務局からお願いされていますが、私からも全国農業新聞の購読をお願いします。 つづきまして、2. 非農地判断について、事務局の説明を求めます。
前田係長	昨年度は10月と11月に非農地判断を行いましたが、まず、非農地判断の手続き等につきまして説明させていただきます。判断の対象となる農地は、昨年、皆様に実施していただきました一筆調査で判明した再生利用困難な農地になります。この農地について、3人以上の委員さんに非農地相当の農地であると判定していただくと、事務局の方で、農地台帳を整理し、あわせて所有者等や、県、町、及び法務局等の関係機関に非農地通知書を発送することになっています。 判定にあたりましては、一筆調査の際にタブレットで撮影して頂いております写真を利用させていただきました。皆様に配布いたしまし

	<p>た添付資料に、今回の対象地 52 筆の写真があります。この写真を見て頂き、皆様のご意見が非農地相当であれば、次の事務処理に移りたいと思いますので、判定をよろしくお願ひします。</p> <p>また、今回現地での写真はありませんが、●●●●●番●も調査委員は再生困難農地と判断していますが、現地まで続いている林道が草に覆われていて写真を撮ってくることが不可能とのことから、今回お手元に配布している資料の中には含めませんでしたが、全体図の中に記載はあります。こちらの土地も非農地判断をしてもいいか、あわせて判定をお願いします。</p>
会長	<p>事務局より非農地判断について説明がありましたが、お手元に配布されている写真付きの資料をご覧ください。</p> <p>全体図からも対象地が山奥の方にあることが分かると思いますが、この件について質疑等はありませんか。</p>
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。非農地判断につきまして、資料に記載された 52 筆と追加の 1 筆、あわせて 53 筆を非農地判断することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、非農地判断につきましては、53 筆を非農地判断することに決定しました。</p> <p>つづきまして、3. 令和 8 年度改選に向けた動きについて、事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>今年の 7 月 19 日で皆様の任期が満了となります。先月もお話ししましたが、委員さんの募集に関しましては、町広報誌には 2 月号に掲載予定で、町のホームページには 12 月 11 日より公開しております。</p> <p>募集期間は令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 2 日までの 1 か月間を予定していますが、募集期間中に定員に達していなければ募集期間を延長する予定です。</p>

会長	改選につきましては、2月2日から3月2日までが募集期間となっていますが、ぜひ皆さんには継続して委員をやっていただきたいです。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、次の情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	その他、特にないようなので、これで第32回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、2月25日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階中会議室2で行います。いつもと場所が違うので、ご注意ください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名人：

議事録署名人：